

# モデル生物丸ごと一匹学会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、モデル生物丸ごと一匹学会（Society for Whole-Organism Science）と称する。

第2条 本会は、「各モデル生物の全体像を意識しつつ、原子分解能で生命現象を理解することを目指した研究」の発展を図り、科学の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

## 第2章 事業

第3条 本会は、年会ならびに国際会議の開催、会報の発行、学会ホームページの運営、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

1. 年会は原則として年1回開催する。

## 第3章 会員

第4条 本会の会員は正会員、賛助会員、及び名誉会員とする。

1. 正会員はモデル生物に関する研究に従事、またはこれに関心を持つ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた会費を納める者をいう。
2. 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた賛助会費1口以上を納める個人または団体をいう。
3. 名誉会員は、本会に対し特に功労があった者で、評議員会の推薦を経て総会の議決により決定する。

第5条 会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行する印刷物等の配布を受けることができる。

第6条 会員として入会しようとする個人または団体は、別に定められた手続きに従って申込み、会長の承認を得なければならない。

第7条 会員は所定の会費を納めるものとする。ただし名誉会員はこれを要しない。

第8条 会員は会長に届け出て脱会することができる。会費を滞納した会員、または評議員会で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員は、会長によって脱会させられる。

## 第4章 役員

第9条 本会に会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事15名以上20名以内、年会担当役員3名以内、評議員、会計監査2名の役員を置く。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 事務局長は会長を補佐して、会務および会計を処理する。
3. 理事は理事会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
4. 年会担当役員は、年会長として担当する年会を運営する。
5. 評議員は、会務の重要事項を審議する。
6. 会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 理事は正会員の投票により正会員の中から選出する。会長は理事の互選により定める。会長は3名以下の理事を指名することができる。事務局長、年会担当役員は正会員の中から理事の投票により選出する。会計監査は会長、事務局長、理事以外の正会員の中から理事の投票により選出する。

1. 年会担当役員を除く役員の任期は2年とし、再任を妨げない。年会担当役員の任期は、年会担当の開催決定から年会終了後次の理事会までとする。
2. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

## 第5章 議決機関

第11条 本会に総会、理事会をおく。

第12条 総会は年会と同時に開催し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

1. 総会議決は出席した会員の過半数で決し、同数のときは議長が決する。
2. 次の事項は総会の議決を経なければならない。
  - (1) 事業報告および収支決算報告
  - (2) 事業計画および収支予算
  - (3) 会費の金額
  - (4) 会則の変更
  - (5) その他評議員会において必要と認めた事項

第13条 理事会は年会と同時に開催する。また、必要に応じて会長が召集する。

1. 理事でない事務局長および年会担当役員は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし議決には参加しない。
2. 理事会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
3. 会長は、理事の3分の1以上の申し出があった場合、理事会を招集しなければならない。

## 第6章 会計

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日より始まり12月31日に終わる。
2. 監事は、毎年毎の決算を監査し、評議員会および総会に報告しなければならない。

### 〔付則〕

第1条 本会への入会の規程は別に定める。

第2条 役員選出の規程は別に定める。

第3条 名誉会員推薦の規程は別に定める。

第4条 正会員の年会費は、一般4,000円、学生2,000円とする。

第5条 賛助会員の会費は、年額30,000円とする。

第6条 事務局長が会計処理を行うに当たっては会長の承認を得て事務局に会計責任者を置くことが出来る。

第7条 本会の事務局は、大阪府箕面市稲4丁目1-2（〒562-8686）株式会社千里インターナショナル内に置く。

第8条 本会の会則は平成2011年8月19日より施行する。

2012年5月1日 一部改正